

# 社会福祉法人町田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人町田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員等)

第2条 この規程において役員等とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 評議員
- (3) 部会員
- (4) 相談員
- (5) 委員
- (6) その他会長が必要と認めた者

## (報酬の額)

第3条 会長の報酬は月額30,000円とする。

## (支給日及び支給方法)

第4条 会長の報酬は、毎月21日に、会長が指定する銀行口座へ振り込むことによって支給する。

ただし、支給日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、繰上げ支給する。

## (費用弁償)

第5条 役員等がその職務による活動をしたときは、その費用として1日2,000円を弁償する。

2 行政職の役員等及び常務理事には、前項の費用は弁償しない。

## (旅費)

第6条 役員等が、会長の発する出張命令によって出張する場合は旅費及び日当を別表により支給する。ただし、第2条第1項第6号に掲げるものについては、会長が認めた額とする。

2 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要又は天災その他やむを得ない事情で経済的な通常の経路又は方法により難しい場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

## (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和50年4月1日から施行する。この規程の実施により、昭和49年6月1日に制定した費用弁償に関する規程は廃止する。
- 2 この規程は、役員旅費（及び費用弁償）規程を一部改正し、平成2年4月1日から施行する。これにより、町田市社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する内規（昭和57年4月13日制定）は廃止する。
- 3 平成21年7月13日一部改正の第3条の規定は、平成21年4月1日から適用する。
- 4 平成26年3月27日の一部改正は、平成26年4月1日から施行する。

平成2年5月28日 制 定  
平成8年9月1日 一部改正  
平成21年7月13日 //  
令和2年1月29日 //

### 別表 旅費及び日当

| 日当（1日につき） |          | 宿泊料     | 食卓料<br>（1夜につき） | 鉄道賃・航空賃<br>・船賃・車賃 |
|-----------|----------|---------|----------------|-------------------|
| 宿泊を要しない出張 | 宿泊を要する出張 |         |                |                   |
| 2,000円    | 2,800円   | 14,700円 | 2,000円         | 実 費               |

- 備考1 日当は、常務理事については、給与・旅費規程第27条及び第28条の規定を準用する。
- 2 食卓料は、船賃及び航空賃のほかに食費を要する場合に限り支給する。
  - 3 本会の所有する、又は本会が借り上げた自動車を利用して市外に出張した場合は支給しない。